

長野県版マニュアル（R6_11 暫定版）等 正誤表

報告日	資料名	誤	正
R6. 11. 21	長野県版マニュアル (R6_11 暫定版)	P9 12行目 「～処理経路の明示や平面図には、常用の電源の種類及び位置を明示しなければなりませんでした。」	「～処理経路を明示しなければなりませんでした。」
		P11 フロー図右上吹出し内 「確認審査の特例対象となる建築物（住宅以外も含む）」	「改正建築基準法第6条の4第1項第三号建築物（住宅以外も含む）」